札幌市旅館業法施行細則(昭和47年規則第70号)新旧対照表(第2条関係)

現 行	改 正 後	備考
(水質基準)	(水質基準)	
第5条 (省略)	第5条 (現行のとおり)	
(1) (省略)	(1) (現行のとおり)	
(2) (省略)	(2) (現行のとおり)	
ア・イ (省略)	ア・イ (現行のとおり)	
ウ <u>大腸菌群</u> が1ミリリットル中1個以下であること。	ウ 大腸菌が1ミリリットル中1個以下であること。	ふん便汚染を
		捉える指標の
		変更
工 (省略)	エ (現行のとおり)	